令和7年 月 日

久留米市長 原口 新五 様

## 参加資格に係る申立書

久留米競輪場選手宿舎食堂及び売店運営業務のプロポーザル参加資格について、下記のとおり申し立てます。

記

- □ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者ではない。
  □ 久留米市指名停止等措置要綱(平成6年久留米市庁達第6号)に基づく指名停止を受けていない者に該当する。
  □ 電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でない。
  □ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされている又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者に該当しない。
- ※該当する項目の□欄にレ点を記入すること。